

## 奨学生本人が「被扶養者」である場合の事情書

下記①,②③,④のいずれかに該当する場合、「奨学金返還期限猶予願」に下記のいずれかを証明する証明書とこの事情書を提出することが必要です。

**該当する要件の項目にその事情をご記入ください。**

①～④のうち、該当する一つの項目に記入してください。

奨学生番号 612 04 999999

氏名 \_\_\_\_\_ 機構 〇〇

①乳幼児がいる世帯にあって、奨学生本人以外に保育する者がいないとき

ア 奨学生本人以外に保育を行う者がいない事情

産まれて2ヶ月の子供がいます。家族構成は夫、子供1人、夫の父母、夫の弟と私の6人家族です。現在私と子供以外は全員働いています。子供が保育園に入園するまで私が自宅で育てるつもりです。そのため、就労することができず、主人の被扶養となっています。

②介護等を要する療養者、障害者又は要介護者がいる世帯で奨学生本人以外に介護を行う者がいない

ア 奨学生本人以外に介護を行う者がいない事情

父母、祖母と同居しています。祖母は3年前から病気を患い左半身が麻痺しているため、日常生活の介助を必要としています。父母は就労しているため、私が就労せず祖母の介護をしているので、父の被扶養となっています。

③奨学生本人が妊娠中であるとき

ア 妊娠中で働けない事情

現在妊娠6ヶ月で体調があまりよくないため、就労していません。そのため、主人の被扶養となっています。

④奨学生本人が身体の障害その他やむを得ない事由により就労が制限されているとき

ア 就労が制限されている事情

身体障害者2級の判定を受けています。長時間の労働は困難であるため、正社員として働くことができません。短時間のアルバイト等を単発で行い、お小遣い程度を稼いでいます。そのため、父の被扶養となっています。

猶予の願出には、事情書の他に被扶養者の場合に承認される要件の証明書も必要です。